

従来制度との比較表

- ①従来制度「家庭向け自立型再生可能エネルギー導入事業費補助金」
②新制度 「ゼロカーボン設備導入事業費補助金」

区分		補助額 (補助対象経費の1/2)	要件	申請期間	その他
(F 従来制度)	太陽光発電	1kW当たり1万円 上限4万円	・2kW以上10kW未満のもの	1 ①の申請 R7.4.3~R8.3.13 2 ①と③又は①と④の申請 R7.5.14~R8.1.15 ※ただし2の場合は、R7.4.17以降に①・③・④に着手(※1)したものに限ります。	・電力受給開始日から6か月以内に申請してください。 ※ただし、受給開始日がR7.3.31までの場合は開始日から1年以内
	蓄電池	1kWh当たり2万円 上限12万円	・1kWh以上のもの		
(非 F 新制度)	太陽光発電	1kW当たり2万円 上限8万円	・2kW以上10kW未満のもの ・この設備で発電した電力量の30%以上を自家消費すること	・R7.5.14~R8.1.15 ※ただし、R7.4.17以降に着手(※1)したものに限ります。	・補助対象事業が完了(※2)した後6か月以内に申請してください。 ※ただし、着手(※1)から完了(※2)までに1年以上を要す場合は、着手(※1)する前に事業開始の承認申請が必要です。 ・国の他の補助金等を受けていないことが条件となります。
	蓄電池	1kWh当たり 3.5万円 上限21万円	・1kWh以上のもの ・12.5万円/kWh以下(工事費込み・税抜き)となるよう努めること		
③高効率給湯機器		上限30万円	・従来の給湯機器に対して30%以上の省CO ₂ 効果が得られるもの	・R7.5.14~R8.1.15 ※ただし、R7.4.17以降に①又は②と同時に着手(※1)したものに限ります。	
④コージェネレーションシステム		上限80万円	—		

1 太陽光発電及び蓄電池を同時に設置した場合、補助対象となります。

2 太陽光発電及び蓄電池は、①従来制度又は②新制度のうち片方のみ申請することができます。

3 ③高効率給湯機器、④コージェネレーションシステムは、いずれか片方のみ申請することができます。

4 ③高効率給湯機器又は④コージェネレーションシステムは、①従来制度又は②新制度と同時に設置した場合、補助対象となります。

5 ③高効率給湯機器又は④コージェネレーションシステムの申請は、①従来制度又は②新制度と合わせて行ってください。

※1 着手とは、補助対象設備の設置に係る契約又は工事開始のうち、いずれか早い方を指します。

※2 完了とは、補助対象設備の設置に係る契約に基づく工事の完了又は代金支払いのうち、いずれか遅い方を指します。